

明治大学オープンアクセス方針実施要領

2019年10月28日

図書委員会承認

この要領は、「明治大学オープンアクセス方針」（2019年10月28日図書委員会承認、2019年11月20日学部長会承認、2019年12月4日理事会承認）の実施に必要な事項を定めるものです。

（1）オープンアクセスとは

オープンアクセスとは、学術情報（特に査読を受けた学術論文）をインターネット上に無料で公開し、誰もが障壁なくアクセスし、利用できるようにすることです。

オープンアクセスによって論文を広く発信することで、アクセスの機会を広く提供するとともに、さらなる知の創出を推進し、成果が社会に還元されます。研究者にとっても、論文の可視性が向上する、利用（引用）されやすくなるといったメリットがあります。また、オープンアクセスが進むことで、新たな学術情報流通基盤の構築につながります。

オープンアクセスの方法には、大きく分けてグリーン・オープンアクセスとゴールド・オープンアクセスがあります。

・グリーン・オープンアクセス（セルフ・アーカイブ）

学術雑誌等に掲載された論文を、機関リポジトリ等に登録し、無料で公開する方法

・ゴールド・オープンアクセス

学術雑誌等に掲載された論文を、出版社のウェブサイトにおいて無料で公開する方法

（2）本方針の趣旨と目的

- 1 学校法人明治大学（以下「本学」という。）は、建学の精神（「権利自由・独立自治」）に基づき、「個」とその連帯により世界水準の研究を推進し、その成果を社会へ還元することで、「知の創造と人材の育成を通し、自由で平和、豊かな社会を実現する」という使命を果たしてきた。

本学は、ここに明治大学オープンアクセス方針（以下「本方針」という。）を策定し、本学において創生された研究成果を広く学内外に公開し、また、そのアクセスを恒久的に保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与し、社会の持続的発展に貢献していく。

本方針を制定することにより、研究機関としての本学の責任を果たすことを学内外に向けて宣言します。本学はこれまでも「明治大学学術成果リポジトリ運用指針（以下、「リポジトリ運用指針」という。）」に基づき、研究成果のリポジトリ登録及び学内外への公開を行ってきました。リポジトリ運用指針の下では、研究成果のリポジトリへの登録は教職員が任意で行っていましたが、本方針では、法人が研究成果の公開の主体となり、教職員には方針実施のために必要なデータの提供をお願いします。

(3) 研究成果の公開

2 本学は、出版社、学協会、本学学部・研究科・研究所等が発行する学術雑誌・紀要等に掲載された、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）を、明治大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

① 本学に在籍する教職員

本学に在籍する教職員の範囲は、専任教授、専任准教授、専任講師、助教、助手、特任教授、特任准教授、特任講師、客員教授、客員准教授、研究推進員、明高中学教諭、専任職員です。本学に在籍する教職員が退職した後も、本学在籍時に出版され、リポジトリに登録した研究成果は引き続き保存、公開されます。

② 研究成果

登録対象となる研究成果は、国内外の出版社や学協会が発行する学術雑誌に掲載された論文（当該研究成果に掲載の所属が本学であるもの）及び本学学部・研究科・研究所等が発行する紀要に掲載された論文並びに根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）です。学外研究者との共同研究成果も本方針の対象となります。

③ 公開方法

研究成果は本学リポジトリによって公開します。機関リポジトリでの公開以外にも、研究成果をオープンアクセスにする方法がありますが、本学が責任を持って研究成果を蓄積し、かつアクセスを恒久的に保証するため、本方針では明治大学学術成果リポジトリによるグリーン・オープンアクセスを推進します。

④ 著作権について

研究成果がリポジトリに登録された後も、当該研究成果の著作権その他の権利が本学に移転することはありません。

なお、研究成果の著作権を教職員が保持している場合は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）を付与することができます。CC ライセンスは、該当研究成果の本文 PDF の先頭ページに表示されます。CC ライセンスの詳細については、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのウェブサイト（<https://creativecommons.jp/licenses/>）をご覧ください。

(4) 適用の除外

3 著作権等のやむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

特別な事情により研究成果の公開が不適切な場合や、リポジトリ運用指針第9条に基づき、公開が不適切であると判断した場合は、当該研究成果を公開しません。

公開が不適切な理由の例

- ・著作権者である出版社あるいは共著者の許諾が得られない

- ・著作権は教職員自身が有するが、出版社との契約等によりインターネット上で公開することができない
- ・個人情報やプライバシーに関する情報が含まれており、インターネット上での公開が適切ではない
- ・出版社版と異なる版の公開を差し控えたい、等

(5) 適用の不遡及

- | |
|---|
| 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。 |
|---|

本方針は、施行日（2019年12月4日）以前に出版された研究成果には適用しません。

(6) リポジトリへの登録方法

- | |
|--|
| 5 教職員は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は「明治大学学術成果リポジトリ運用指針」に基づき取り行う。 |
|--|

研究成果が出版された後、リポジトリ登録が許諾される適切な版をできるだけ速やかに図書館にご提供ください。その際、リポジトリ登録申請書も合わせてお送りください。また、図書館は、書誌情報データベース及び本学「教員データベース」等により教職員の業績について調査を行い、出版社ポリシーを確認した上で、リポジトリ登録が許可されているものについて、教職員に対し登録の依頼を行います。

リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、リポジトリ運用指針に基づき取り扱います。

① リポジトリ登録が許諾される適切な版について

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌の方針により異なります。掲載誌がリポジトリ登録を認める版をご提出ください。「出版社版」の登録が認められていれば「出版社版」を、「出版社版」の登録が認められていない場合は、「著者最終稿」をご提出ください。海外の出版社の多くは、「著者最終稿」のリポジトリ登録を認めています。「著者最終稿」を出版社に提出後、さらに修正を行う場合など、「著者最終稿」の公開が適切ではないことも考えられます。このような場合は、事情に応じて、リポジトリ登録が許諾される適切な版をご提出ください。

リポジトリによる本文の公開について、出版社等が公開禁止期間（エンバーゴ）を設定している場合は、エンバーゴ終了後にリポジトリにて公開します。

リポジトリ登録が許諾される適切な版がわからない場合は、「著者最終稿」をご提出いただくか、図書館へご相談ください。

・ 出版社版

著者校正後、出版社が版組を行い、雑誌に掲載された論文

・ 著者最終稿

査読後、出版社に受理された原稿で、著者校正や出版社による版組が行われる前の原稿

② 共著者の許諾について

共著者がいる場合は、あらかじめ共著者（全員）からリポジトリ登録の許諾を得た上で、研究成果をご提出ください。許諾はメール等の文書でとることをお勧めいたします。なお、許諾回答書を図書館にご提出いただく必要はありません。

③ 著作権者の許諾について

登録申請者以外に著作権者がいる場合は、事前に許諾を得る必要があります。研究成果の著作権が学協会・出版社等があり、登録申請者が学協会・出版社等のリポジトリ登録方針を確認できる場合は、図書館にお知らせください。登録申請者が確認できない場合は、図書館にて方針の確認を行います。その際、投稿時に著者が出版社と合意した著作権譲渡契約等について、確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。

なお、論文中の引用・転載図版、写真等に登録申請者以外の著作権が存在し、リポジトリで公開するために著作権処理を必要とされる場合は、図書館で許諾の確認を行います。

④ 研究成果の提出について

研究成果が電子化されている場合は、電子メールまたは記録メディア（CD-ROM 等）を郵送または学内便等でお送りください。電子化されていない場合は、紙媒体（冊子等）をお送りください。冊子は裁断して電子化しますので、返却はいたしません。あらかじめご了承ください。

本学が発行する紀要等に掲載された論文については、発行元の依頼に基づき、図書館が一括登録する場合があります。紀要がリポジトリへの一括登録対象であるか否かは、各紀要の編集委員会にご確認ください。

（7）その他

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。
--

本方針の実施にあたり、定めのない事項については、必要に応じて、教職員、図書館、学協会・出版社、学内関連部署等の関係者間で協議して決定します。

改正履歴

2025年5月8日

登録対象となる研究成果に根拠データを追記